

令和 7 年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める係数等

- 国民健康保険事業費納付金の算定においては、「佐賀県国民健康保険法施行条例（平成 30 年条例第 21 号。以下「条例」という。）」及び「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成 29 年厚生労働省令第 111 号。以下、「省令」という。）」の規定に基づき、毎年度知事が定めることとされている係数等がある。
- これら知事が定めることとされている係数等について、以下のとおりとしたので公表する。

項目	知事が定める係数等	根拠規定
医療費指数反映係数	0.3	条例第 10 条第 1 項
一般納付金所得係数	0.8819194585891	条例第 10 条第 4 項
後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9121155157510	条例第 11 条第 1 項
介護納付金納付金所得係数	0.9871815656351	条例第 12 条第 1 項
一般納付金被保険者均等割指数	0.6	条例第 10 条第 7 項
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.6	条例第 11 条第 4 項
介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7	条例第 12 条第 4 項
一般納付金基礎額調整係数	0.9405117701198	省令第 10 条
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999978504	省令第 16 条
介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999933846	省令第 25 条